

第39条 (地方裁判所への移送)

削除

旧39条は、「家庭裁判所は第37条に掲げる事件について、禁錮以上の刑を科するのを相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に移送しなければならない」と規定していた。

本条は、1951(昭和26)年4月1日施行の裁判所法等の一部を改正する法律4条により削除され、以後、家庭裁判所は、成人事件について禁錮以上の刑を科することができるようになった(司法研修所〔1969〕1131頁)。

1 司法研修所編(1969)『少年法概説〔3訂版〕』法曹会

(山下幸夫)